

著作権法の単純化について

1. 著作権法単純化の必要性

近年、パソコンやインターネットの普及など「情報化」の進展に伴う創作手段・利用手段の急速な普及により、著作権に関する知識や適切な契約の習慣は、全ての国民にとって必要不可欠なものとなってきており、著作権法そのものについても、できる限り分かりやすいものとするのが極めて重要になってきている。

このような状況に鑑み、例えば次のような諸側面について、必要な協議・調整や条件整備を経つつ、できるところから著作権法の単純化の検討・実施に着手していくことが適当であると考えられる。

(注：□内は、平成13年12月の文化審議会著作権分科会「審議経過の概要」における関連する記述である。)

2. 検討すべき事項例

(1) 著作権法制の全体的な「構造」の単純化

(著作権と著作隣接権の関係等を整理すること)

- 例：①著作権と著作隣接権の統合
②出版権の廃止又は一般化

○ 著作権と著作隣接権との関係

関係条約の構成も含め、現在の著作権制度は、「創作性」に着目した「著作権」(著作者の権利)と、「行為」に着目した「著作隣接権」に分けられており、様々な点で後者は前者よりも弱い権利とされてきた。

しかし近年、著作隣接権における許諾権の増加や実演家の人格権の創設など、著作隣接権を強化する動きが生じている。また他方で、著作隣接権には創作性が求められていないことから、投資の成果物である商品(例えば、創作性のないデータベース)を業界保護の観点から著作隣接権の対象としていく傾向も生じている。

このようなことから、「著作権」と「著作隣接権」との関係や、「著作隣接権」そのものの在り方などにつき、将来に向けて基本的な考え方を整理しておく必要があるのではないか。

(2) 「権利」に関する規定の単純化

(条文上の権利の数を減らすこと)

例：公衆伝達システムの権利の統合

○ 公衆伝達システムの権利の整理・統合

「公衆伝達」システムの権利には、「公衆への提供」(譲渡、貸与など複製物の占有の移転を伴うもの)や「公衆への提示」(実演、送信など複製物の占有の移転を必ずしも伴わないもの)に関する権利などが含まれるが、「複製権」とは異なり、これらは、「公衆に伝達された」という「結果」ではなく、「公衆に伝達されるような行為を行った」という「行為」に着目して設定されている。このため、著作物等の伝達手段の急速な発達・多様化により、このシステムの権利は、条約上も各国内法上も増加の一途をたどってきた。

著作物等の伝達手段が今後も拡大・多様化していくことを踏まえ、また、法律の規定内容を単純化してよりわかりやすくするという観点から、「公衆伝達システムの権利」の整理・統合を検討する必要があるのではないか。

(3) 「権利制限」に関する規定の単純化

(既存の権利制限の規定ぶりを大まかなものとして、条文を簡潔にすること)

○ 権利制限規定全体の在り方

著作権法には種々の「権利制限規定」が置かれているが、著作物等の利用形態の多様化等を背景として、個々の具体的な利用行為に係る適用関係をより明確にする詳細な規定ぶりを求める声や、これとは逆に、(米国の著作権法に強く残る「フェア・ユース」という考え方のような)法律の規定はむしろ曖昧・単純にして具体的な適用関係は司法判断に委ねるべきとする声、上がるようになってきている。

これは、権利制限の及ぶ範囲の縮小・拡大ということとは別に、権利制限規定の基本的な在り方の問題として、検討する必要があるのではないか。

(4) 「契約」に関する規定の見直し (←「契約・流通小委員会」でも検討予定)

(契約に関わる法律の規定の在り方について、その必要性の見直し等を行うこと)

- 例：①第61条第2項 (著作権譲渡契約において、翻案権及び二次的著作物の利用に関する権利が特掲されていない場合、これらの権利は譲渡されていないと推定する規定)
- ②第15条 (従業員等が職務上作成する著作物に関し、一定の場合に使用者に著作者である地位を認める規定)
- ③第44条 (放送について許諾を得た著作物について放送事業者がその著作物を放送のために一時的に録音・録画することができることとする規定)
- 第93条 (放送について許諾を得た実演について放送事業者がその実演を放送のために録音・録画することができることとする規定)

○ 契約秩序の構築と著作権法の役割

著作者等の権利を保護しつつ著作物等の円滑な流通を促進し、権利者・利用者双方の利益を増進させるためには、権利の付与が既に国際的な水準に達した今日、むしろ「契約システム」の構築が最も重要な課題の一つとなっている。

このような「契約システム」の構築は、基本的には、本来当事者同士の努力に委ねられるべきものであるが、例えば「著作権等管理事業法」などの場合は、法律による契約秩序の構築が図られている。

さらに著作権法にも、例えば、第61条第2項のような契約に関する特別の規定や、「指定団体」等を通じた権利行使を義務づける規定などがあるが、著作物・利用形態の急速な多様化等に対応するため、契約による自助努力や「選択と自己責任」の考え方が普及されていく中で、契約関係に関わる法律の規定の在り方について検討を行う必要があるのではないか。

(5) 特定の著作物等のみを対象とした規定の見直し

(一般化の可能性や必要性の見直しを検討すること)

例：①美術・写真の著作物	第25条（展示権） 第45条（美術の著作物等の原作品の所有者による展示） 第46条（公開の美術の著作物等の利用） 第47条（美術の著作物等の展示に伴う複製）
②映画の著作物	第2条第3項（固定の要件） 第26条（頒布権） 第29条（映画の著作物の著作権の帰属） 第38条第5項（映画の著作物の貸与補償金）
③建築の著作物	第2条第1項第15号（建築の著作物の複製の特則） 第4条（著作物の公表） 第46条（公開の美術の著作物等の利用）
④プログラムの著作物	第2条第1項7の2号（公衆送信の定義） 第47条の2（複製物の所有者による複製等）
⑤商業用レコード	第95条、第97条（商業用レコードの二次使用） 第95条の3、第97条の3（商業用レコードの貸与権・貸与報酬）
⑥いわゆる「視聴覚的実演」	第91条第2項、第92条第2項、第92条の2第2項、第95条の2第2項等

○ 「商業用レコード」という概念の必要性

一般に、「レコード」は著作物と同様の無体物、「商業用レコード」はレコードを複製した有体物であると理解されているが、後者の概念は、条約上も国内法上も、放送に係る報酬請求権など限られた場合にのみ用いられている。

近年の情報技術の発達・普及により「商業用レコード」以外の「音源」が増加しているが、これらの中には、「エンハンスドCD」、いわゆる「マルチメディア」、直接サーバーやパソコンのハードディスク等に蓄積された音など、「商業用レコード」とは言いがたいものが増えてきている。（これらを用いて放送を行った場合には、報酬請求権の対象とはならない。）

このため、「商業用レコード」という概念を廃止して「レコード」に一本化することが、1996年のWIPO外交会議でも議論されたが、採用されるに至らなかった。

このような「商業用レコード以外の音源」は今後とも増加していくものと考えられるため、著作権法の規定を単純化する観点からも、「商業用レコード」の概念を廃止することを検討する必要があるのではないか。

○ 映像の著作物の保護の在り方

著作権法においては、動く映像の著作物としては「映画の著作物」のみが例示されており、これには「映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的効果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物」が広く含まれるものとされている。また、この「映画の著作物」については、いわゆる劇場用映画を念頭におき、著作者、頒布権、著作権の帰属、実演家の録音・録画権などについて、特別な規定が置かれている。

近年の情報技術の進展に伴い、例えばゲームソフトの映像、いわゆるマルチメディアに部分的に組み込まれた動く映像、ホームページに登載された動く映像など、多種多様な（動く）映像の著作物が創作・流通されるようになっている。これに伴い、「映画の著作物」の範囲・分類や、上記の特別の規定を見直す必要性、固定要件の必要性など、動く映像の著作物の保護の在り方を検討する必要があるのではないか。